

その関係図面は、平成15年12月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	阿蘇郡蘇陽町大字上差尾字栃木迫 495番地先から 同所 字新道 992番地先まで	310.0	単道改

2 供用開始する期日 平成15年12月12日

熊本県告示第1171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成15年11月27日	荒尾市	2戸2頭	乳用牛

熊本県告示第1172号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草海 不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海 熊本有明海

2 申請期間

平成15年12月10日から平成15年12月17日まで

熊本県告示第1173号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

熊本県菊池市大字西寺633番地2
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

熊本県菊池市大字原字向柏4565番18ほか

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるもの（管理型最終処分場）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、燃え殻、木くず、動植物性残さ、繊維くず、紙くず、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物、廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物であるものを含む。）並びに廃石綿等